

河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川流水占用料等徴収条例（平成12年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(流水占用料等の算定方法)			(流水占用料等の算定方法)		
第3条 [略]			第3条 [略]		
2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。			2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。		
3 [略]			3 [略]		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
流水占用料			流水占用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 鉱業、建設業、製造業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）	[略]	<u>3,140円</u>	1 鉱業、建設業、製造業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道・熱供給業又はサービス業のための流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）	[略]	<u>3,200円</u>
2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）	[略]	<u>1,580円</u>	2 1以外のための流水の占用（水力による発電のためのものを除く。）	[略]	<u>1,610円</u>
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
水力による発電のための流水占用料			水力による発電のための流水占用料		
発電所の区分		金額（1年につき）	発電所の区分		金額（1年につき）
1 揚水式発電	(1)ア 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするもの	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を	1 揚水式発電	(1)ア 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするもの	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を

所以外の発電所	を除く。以下この表において同じ。)を開始した発電所 イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$	所以外の発電所	を除く。以下この表において同じ。)を開始した発電所 イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$
	(2) (1)に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$		(2) (1)に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$
2 揚水式発電所	(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所 イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正$	2 揚水式発電所	(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所 イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正$

電所（次に掲げるものを除く。） （ア）・（イ） [略]	係数 a
（2） 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（（1）イに掲げるものを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$
（3）（1）及び（2）に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$

[略]

別表第4（第2条関係）

河川産出物採取料

種別	単位	金額
[略]		
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,270円</u>
[略]		

電所（次に掲げるものを除く。） （ア）・（イ） [略]	係数 a
（2） 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（（1）イに掲げるものを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$
（3）（1）及び（2）に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$

[略]

別表第4（第2条関係）

河川産出物採取料

種別	単位	金額
[略]		
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,310円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。